

本研修に係る情報を次のとおり開示します。

本研修は、通学制で実施します。

研修機関情報

(1) 法人情報

公益社団法人名古屋市シルバー人材センター

代表者 理事長 竹内 道夫

<http://www.sjc.ne.jp/nagoyasj/>

指定事業者番号 愛知県知事第 23000016 号

(2) 研修機関情報

①事業所名称・住所等

名古屋市高齢者就業支援センター

(名古屋市の公の施設で、上記法人が指定管理者となっています。)

名古屋市昭和区御器所通 3 丁目 12 番地の 1

電話：(052) 842-4691

FAX：(052) 842-4894

ホームページ：<https://www.bes-c.com>

②理念

このホームページのメニューバー「高齢者就業支援センターとは？」内
“理念”をご覧ください。

③研修施設

自己施設のうち主に

大会議室 約 280 m² (5 階)・第 1 研修室 約 127 m² (4 階) を使用。

④学則

文末をご覧ください。

研修事業情報

(1) 対象

下記のいずれにも該当する方。

(ア) 名古屋市在住の 55 歳以上の方(受講初日現在)

(イ) 講習日程をすべて受講できる方。

(ウ) 講習終了後、介護職として就業を希望する方。

※ 介護職員初任者研修修了等以上の資格をお持ちの方はご応募できません。

(2) 研修のスケジュール

文末をご覧ください。(なお、研修の順序は変更になる場合があります。)

(3) 定員・指導者数

定員：20 名 ・ 指導者数：7 名

(4) 研修受講までの流れ

①募集

募集期間：令和7年10月1日（水）～10月20日（月）まで（消印有効）

募集要領は、10月初旬にこのホームページのメニューバー「募集中の講座/申込」をご覧ください。同時期市内関係公所に配架される募集用チラシでご確認ください。

（チラシは、ハローワーク、区役所・支所、図書館、生涯学習センター等に配架依頼しています。）

②申込み

所定の受講申込書を、名古屋市高齢者就業支援センターまで郵送、持参又はFAXしてください。

（持参の場合は、平日の9時～5時に限る。）

（FAXの場合は、着信確認のこと。）

③受講者決定

原則抽選ですが、受講志望理由による選考を予め行います。また、愛知県又は名古屋市を実施主体とする「介護に関する入門的研修」基礎講座及び入門講座の修了生は優先配慮します。

受講可能者のみに、10月31日（金）までに郵送で通知します。

(5) 費用

テキスト代：2,750 円

中央法規出版株式会社「生活援助従事者研修(59 時間)テキスト」

受講料：5,250 円

計 8,000 円（受講日初日に現金納入）

(6) 研修カリキュラム

日程始めシラバス、講師情報等については文末をご覧ください。

(7) 留意事項等

①就労意欲の高い方を応援します。

- ・雇用・就業を目的とする講習のため、家族介護、趣味、教養等のための申込みはできません。
- ・研修開始後においても、受講姿勢を鑑み、就労意欲が低い等と認められる場合には、受講を取り消すことがあります。

②就労を支援します。

- ・当センター内にある「就業相談コーナー」「シニアサポートセンター」を利用することで、ご自分でも就職先を探しやすくなります。

なお、修了後に就労実績調査をおこないます。

(8) 課程編成責任者・法人（事業所）の苦情対応者

公益社団法人名古屋市シルバー人材センター 事務局長 服部隆宏

電話 052(842)4688 FAX 052(842)4894

* 苦情対応において特に必要と判断した場合は、センター内に苦情処理委員会を設け、適切に対応するものとします。

(9) 実績情報

実績が出ましたら、このホームページのメニューバー「高齢者就業支援センターとは？」内 調査（定着・追跡）”内に掲載します。

令和7年度 生活援助従業者研修 学則

公益社団法人 名古屋市シルバー人材センター

(目的)

第1条 高齢者の就業支援のため、広範多岐にわたる福祉ニーズに対応した介護サービスを提供するために必要な知識、技能を有する介護職員を養成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 研修事業の実施主体は、公益社団法人名古屋市シルバー人材センター（以下「当センター」という。）とする。

(研修課程及び学習形式)

第3条 愛知県が定める生活援助従業者研修課程で、通学形式とする。

(研修事業の名称)

第4条 公益社団法人名古屋市シルバー人材センター生活援助従業者研修 令和7年度とする。

(実施場所及び実習施設)

第5条 講義及び演習の実施は、次の場所にて行う。

名古屋市高齢者就業支援センター

名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1

2 移動・移乗に関連した実習の実施は、次の場所にて行う。

港区デイサービスセンター

名古屋市港区港楽二丁目6番32号 港区在宅サービスセンター2階

(研修期間)

第6条 令和7年11月11日から令和7年12月18日（別紙日程表のとおり）のうち、11.5日間とする。補講を行う場合でも、原則として4か月以内に修了することとする。

(研修カリキュラム及び使用する教材)

第7条 研修カリキュラム（以下「カリキュラム」という。）は、別紙「研修日程表」のとおりとする。

2 教材は、テキストとして『生活援助従業者研修（59 時間研修）テキスト』（出版：中央法規株式会社）を使用するのに加え、適宜名古屋市刊行物等を供与する。

(講師氏名及び職名)

第8条 講師氏名及び職名は、別紙「講師一覧」のとおりとする。

2 研修期間における科目担当講師は、原則「研修日程表」のとおりとするが、講師の変更が生じることもある。

(研修修了の認定方法)

第9条 研修修了の認定は、カリキュラムを全日程受講することに加え、次表のとおり評価を行い、その全てで認定基準を満たした者に対して行う。

評価対象	評価時期	認定基準	評価方法
科目 8	各項目受講当日	理解度の高い順に A、B、C、D の 4 区分とし、C 以上で基準を満たしたものと認定する。 認定基準 (100 点を満点とする) A = 90 点以上 B = 80 ～ 89 点 C = 70 ～ 79 点、 D = 70 点未満 (注) 科目 8 の技術評価が点数によりがたい場合は、達成目標に対する達成割合に、認定基準の考え方を適用する。	各項目ごとに、介護に必要な基礎知識の理解及び生活支援技術の習得状況を担当講師が評価する。 うち、項目 8 については、移動・移乗に関連した実習における実習施設指導者の評価も考慮する。
筆記試験 30 分程度	全科目受講後の指定日時 (「研修日程表」のとおり)		試験の得点結果に基づく。

2 1 度目の評価で認定基準を満たさない場合でも、再度指導等を行った後、一定回数再評価を実施する。この期間は、第 6 条前段の期間内とし、筆記試験にのみ同条後段の期間を適用する。

(科目の免除)

第 10 条 年度の初日（令和 7 年 4 月 1 日）から受講開始日までに、愛知県又は名古屋市が実施する「介護に関する入門的研修」の基礎講座及び入門講座を修了した者が、第 17 条に定めるやむを得ない理由により科目 3、科目 6 又は科目 7 を欠席した場合には、当該科目の免除を認める。

2 前項の免除を行うには、当センターの指定する期日までにその修了を証する書類の写しを提出のうえ、文書を以って申出を行わなければならない。

3 免除を行う場合でも、知識の定着を図るために課題を課すことがある。

(募集時期及び方法)

第 11 条 受講者の募集については、令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 20 日までとし、ホームページの他応募チラシを作成し、広く名古屋市民から募ることとする。

(受講資格)

第 12 条 受講資格については、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 名古屋市内在住 55 歳以上で、心身ともに健康で介護の業務に従事しようとする者
- (2) 全日程受講できる者

(受講決定)

第 13 条 受講者の決定は、研修の目的を徹底するための選考を行ったのち抽選により行う。

2 前項に加え、当面の間は受講生拡大のために配慮を行うことがある。

(定員)

第 14 条 20 人とする。

(受講手続)

第 15 条 本人確認書類の提示をもって、受講の手続きを完了するものとする。本人確認については、以下のいずれかの原本の提示により行うものとする。

- (1) 資格確認書（確認日において有効な健康保険証を含む。）
- (2) 運転免許証

- (3) 住民基本台帳カード
- (4) 年金手帳
- (5) マイナンバーカード表面

(受講料等)

第16条 受講開始日に受講者が負担すべき費用は、テキスト代実費を含み8,000円(税込み)とする。

- 2 第17条に定める補講を受ける場合の受講料については、当センターが定める金額によることとする。また、第9条第2項における指導等及び再評価の実施が1時間を超えた場合も、同様に受講料を徴収する。

(補講等)

第17条 やむを得ず研修の一部を欠席した者に対しては、研修時間の概ね1割にあたる6時間を上限とし、第6条前段に定める期間内に補講を行う。

- 2 補講を実施する単位は、原則として「項目」とし、当センターが指定する日に講義を受講するか、課題レポートを提出するかの方法によるものとし、どちらの方法によるかは当センターが決定する。
- 3 課題レポートの合格基準は、7割相当以上の得点とし再評価も行う。

(不慮の事態における対応)

第18条 不慮の事態等により研修の継続または実施が困難になった場合は、再開又は実施(延期を含む。)の準備が整い次第すみやかに研修を再開又は実施するものとし、やむを得ず中止を判断する場合は、すみやかに関係者に通知及び広報を行うものとする。

- 2 延期しての実施又は再開に伴う研修日程の変更により受講継続が困難になった受講者(予定者を含む。)に対する補償は行わない。

(苦情等に対する対応)

第19条 研修に関する苦情があったときは、事務局は誠心誠意対応するものとし、特に必要と判断した場合は、当センター内に苦情処理委員会を設け、適切に対応する。

- 2 苦情処理委員会の委員については、その都度定める。

(個人情報の取扱い)

第20条 当センターが研修事業運営上知り得た受講者に係る個人情報については、以下の場合を除き第三者に提供又は利用することはない。

- (1) 講師委託先及び実習先に研修遂行上の必要最小限の情報を提供する。
- (2) 愛知県知事に対し、第22条による研修修了者名簿を提出する。
- (3) 当センターの就労支援事業に関する調査及び案内に利用する。

(受講生の守秘義務)

第21条 受講生は、研修期間内に知り得た他の受講生の個人情報及び実習先の機密情報(その施設利用者の個人情報を含む。)を他に漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。

(研修修了者の管理)

第22条 第9条により修了を認定された者には、当センターにおいて研修修了者名簿を調製し管理するとともに、愛知県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

- 2 前項の名簿は、愛知県知事にも提出され管理される。
- 3 修了証明書又は修了証明書(携帯用)を紛失等した者には、再交付を行う。

(受講者の取消し)

第 23 条 次の各号の一に該当する者には、受講を取り消すことがある。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 就業意欲が欠ける者
- (3) 事務局の指示に従わない者
- (4) 研修の秩序を乱す者
- (5) 守秘義務に違反した者
- (6) その他受講者としての本分に反した者

(研修担当部署及び連絡先)

第 24 条 研修担当部署及び連絡先は、次のとおりである。

公益社団法人 名古屋市シルバー人材センター

名古屋市高齢者就業支援センター事業担当

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通 3 丁目 12 番地の 1 御器所ステーションビル 4 階

TEL 052-842-4691 FAX 052-842-4894

E-mail nshrc-eesc@bes-c.com

研 修 日 程 表 (通学)

注) 研修日程には変更はありませんが、当日の履修項目が変更になる予定です。(調整中)

日付	時間	時間数	科目・項目番号	項目名
11月11日(火)	9:15 - 10:00	0.8		受付・オリエンテーション
	10:00 - 11:00	1	1-1	多様なサービスの理解
	11:00 - 12:00	1	1-2	介護職の仕事内容や働く現場の理解
	13:00 - 16:00	3	2-1	人権と尊厳を支える介護
11月13日(木)	9:30 - 12:30	3	2-2	自立に向けた介護
	13:30 - 14:30	1	3-1	介護職の役割、専門性と多職種との連携
	14:30 - 15:30	1	3-2	介護職の職業倫理
	15:30 - 16:30	1	3-3	介護における安全の確保とリスクマネジメント
	16:30 - 17:30	1	3-4	介護職の安全
11月18日(火)	9:30 - 10:30	1	4-1	介護保険制度
	10:30 - 11:30	1	4-2	医療との連携とリハビリテーション
	11:30 - 12:30	1	4-3	障害者福祉制度およびその他制度
	13:30 - 16:30	3	5-1	介護におけるコミュニケーション
11月20日(木)	9:30 - 12:30	3	5-2	介護におけるチームのコミュニケーション
	13:30 - 15:00	1.5	6-1	老化に伴うこころとからだの変化と日常
	15:00 - 16:30	1.5	6-2	高齢者と健康
11月25日(火)	9:30 - 10:30	1	6-3	認知症を取り巻く状況
	11:00 - 11:30	1	6-4	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
	13:30 - 12:30	1	6-5	認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活
	15:00 - 16:30	3	6-6	家族への支援
11月27日(木)	9:30 - 15:00	1	7-1	障害の基礎的理解
	10:30 - 16:30	1	7-2	障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識
	11:30 - 12:30	1	7-3	家族の心理、かかり支援の理解
	13:30 - 16:30	3	8-1	介護の基本的な考え方
12月2日(火)	9:30 - 12:30	3	8-2	介護に関するこころのしくみの基礎的理解
	13:30 - 16:30	3	8-3	介護に関するからだのしくみの基礎的理解
12月4日(木)	9:30 - 12:30	3	8-5	快適な居住環境整備と介護
(注)実習あり	13:30 - 16:30	3	8-6	移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
12月9日(火)	9:30 - 12:30	3	8-4	生活と家事
	13:30 - 15:30	3	8-7	食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
12月16日(火)	9:30 - 11:30	2	8-8	睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	12:30 - 14:30	2	8-9	死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護
	14:30 - 16:30	2	8-10	介護過程の基礎的理解
12月18日(木)	9:30 - 10:30	1	9-1	振り返り
	10:30 - 11:30	1	9-2	就業への備えと研修修了後における継続的な研修
	11:30 - 12:00	0.5		試験用自習
	13:00 - 14:45			修了試験(30分の筆記試験)・採点・講評
	14:45 - 15:00	2		修了式(修了証明書授与)

予備日：12月11日(木)

実習について 0.5日

実習先： 名古屋市港区デイサービスセンター
(地下鉄「港区役所駅」近く)

実習日： 次のいずれかの日の午後に1回出かけます。

12/5(金)～12/15(月)* 講義日・日曜日を除く

* 受講決定後、希望を確認して決定します。

<応募書類の郵送・持参先>

〒466-0015

名古屋市昭和区御器所通3-12-1

御器所ステーションビル 4階

名古屋市高齢者就業支援センター あて

* 郵送の場合は、「生活援助従事者研修」と記載

次の実習日として定める期日のうち、指定する1日にて実習を行う。

各実習日の参加者が最大3名となるよう、分散実施する。

実習日として設定可能な期間

始期	12月5日 (木)	科目 8 - (3) 履修後
終期	12月15日 (月)	科目 8 - (10) 履修前

(注) 可能な限り、科目8-(6)履修後に設定する。

実習日	実習時刻	実習内容	実習場所
12月5日(金)	13:30 ～ 15:45 (最長16:00)	・レクレーション移動時の付添い ・トイレ移動時の付添い ・おやつ時移動・着席の付添い ・送迎時の移動の付添い (エレベーター移動含む)	港区デイサービスセンター
12月6日(土)			
12月8日(月)			
12月10日(水)			
12月12日(金)			
12月13日(土)			
12月15日(月)			

生活援助従事者研修 シラバス

科目番号・科目名	項目番号・項目名	履修時間	到達目標
1. 職務の理解	(1)多様なサービスの理解 ----- (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	2	これからの介護がめざすべき、利用者の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、介護職がどのような環境や形で、どんな仕事を行うのか具体的なイメージを習得する。
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	(1)人権と尊厳を支える介護 ----- (2)自立に向けた介護	6	介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、“自立支援””介護予防”という介護・福祉サービスを提供するための基本的視点を理解する。また、介護職として、行ってはいけない行動を理解する。
3. 介護の基本	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 ----- (2)介護職の職業倫理 ----- (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント ----- (4)介護職の安全	4	・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性を理解し、職務遂行におけるリスクとその主な対応策を理解する。 ・介護を必要とする方の個別性を理解し、その方の生活を支えるという視点で支援を考えることができる。
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1)介護保険制度 ----- (2)医療との連携とリハビリテーション ----- (3)障害者自立支援制度およびその他制度	3	介護保険制度や障害福祉制度を担う介護職として、制度の目的やサービス利用の流れ等について、基礎的な知識を習得する。
5. 介護におけるコミュニケーション技術	(1)介護におけるコミュニケーション ----- (2)介護におけるチームのコミュニケーション	6	・高齢者及び障害者のコミュニケーション能力には個人差があり、専門職としてその違いを認識したコミュニケーションをとる必要があることを理解する。 ・専門職として必要な基本的なコミュニケーション技術を習得する。
6. 老化と認知症の理解	(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 ----- (2)高齢者と健康 ----- (3)認知症を取り巻く状況 ----- (4)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 ----- (5)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ----- (6)家族への支援	9	・加齢や老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解する。 ・高齢者の心理的特徴について、各種要因をふまえて理解する。 ・介護において認知症を理解することの重要性をふまえ、認知症ケアの基本を理解する。
7. 障害の理解	(1)障害の基礎的理解 ----- (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 ----- (3)家族の心理、かかわり支援の理解	3	傷害の概念とICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、障害者介護における基本的な考え方を理解する。

8. こころとからだのしくみと生活支援技術	I. 基本知識の学習（7.5時間）	9	・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的な知識を習得する。 ・生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な介護が実施できる。 ・利用者の尊厳を保持し、その自立と自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながら、在宅や地域での生活を支える介護技術や知識を習得する。
	(1)介護の基本的な考え方		
	(2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解		
	(3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解		
	II. 生活支援技術の講義・演習（14.5時間）	18	
	(4)生活と家事		
	(5)快適な居住環境整備と介護		
	(6)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	(7)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	(8)睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
(9)死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護			
III. 生活支援技術演習（2時間）	2		
(10)介護過程の基礎的理解			
9. 振り返り	(1)振り返り	2	・全体を振り返り、研修を通じて学んだことを再確認する。 ・就業後も継続して学習、研鑽する姿勢を習得する。
	(2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修		
	履修時間合計		64時間 *実習2時間を含む。

講 師 一 覧

講師氏名	現職	科目・項目番号、担当科目
	保有資格	
	実務経験	
伊藤 麻子 (専任・兼任) 6高福第370-17号 R6. 9. 26承認	さわやかデイサービス 管理者	1 職務の理解 2 介護における尊厳の保持・自立支援 3 介護の基本 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5 介護におけるコミュニケーション技術 6 老化と認知症の理解 8 こころとからだのしくみと生活支援技術 9 振り返り
	介護福祉士	
	21年6か月	
伊藤 真紀 (専任・兼任) 6高福第370-17号 R6. 9. 26承認	さわやかデイサービス	1 職務の理解 2 介護における尊厳の保持・自立支援 3 介護の基本 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5 介護におけるコミュニケーション技術 6 老化と認知症の理解 8 こころとからだのしくみと生活支援技術 9 振り返り
	介護福祉士	
	22年10か月	
	准看護師	
	22年10か月	
加藤 弘美 (専任・兼任) 6高福第370-17号 R6. 9. 26承認	さわやかデイサービス・ ヘルパーステーションさわ やか愛知	1 職務の理解 2 介護における尊厳の保持・自立支援 3 介護の基本 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5 介護におけるコミュニケーション技術 6 老化と認知症の理解 7 障害の理解 8 こころとからだのしくみと生活支援技術 9 振り返り
	介護福祉士	
	9年0か月	
	准看護師	
	9年0か月	

講 師 一 覧

講師氏名	現職	科目・項目番号、担当科目
	保有資格	
	実務経験	
加藤 恭代 (専任・兼任) 6高福第370-17号 R6. 9. 26承認	ヘルパーステーションさわやか愛知 管理者	1 職務の理解 2 介護における尊厳の保持・自立支援 3 介護の基本 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5 介護におけるコミュニケーション技術 6 老化と認知症の理解 8 こころとからだのしくみと生活支援技術 9 振り返り
	介護福祉士	
	15年0か月	
末岡 紅美 (専任・兼任) 6高福第370-17号 R6. 9. 26承認	ケアプランさわやか愛知	1 職務の理解 2 介護における尊厳の保持・自立支援 3 介護の基本 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5 介護におけるコミュニケーション技術 6 老化と認知症の理解 7 障害の理解 8 こころとからだのしくみと生活支援技術 9 振り返り
	介護福祉士	
	15年10か月	
	教員	
	10年0か月	
丸山 冬芽 (専任・兼任) 6高福第370-17号 R6. 9. 26承認	さわやか愛知 副理事長	1 職務の理解 2 介護における尊厳の保持・自立支援 3 介護の基本 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5 介護におけるコミュニケーション技術 6 老化と認知症の理解 7 障害の理解 8 こころとからだのしくみと生活支援技術 9 振り返り
	介護福祉士	
	24年0か月	
	教員	
	10年0か月	

講 師 一 覧

講師氏名	現職	科目・項目番号、担当科目
	保有資格	
	実務経験	
安村 梨恵 (専任・兼任) 6高福第370-17号 R6. 9. 26承認	さわやかデイサービス	1 職務の理解 2 介護における尊厳の保持・自立支援 3 介護の基本 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5 介護におけるコミュニケーション技術 6 老化と認知症の理解 8 こころとからだのしくみと生活支援技術 9 振り返り
	介護福祉士	
	16年0か月	
山口 純子 (専任・兼任) 6高福第370-22号 R6. 10. 10承認	ケアプランさわやか愛知	1 職務の理解 2 介護における尊厳の保持・自立支援 3 介護の基本 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5 介護におけるコミュニケーション技術 6 老化と認知症の理解 8 こころとからだのしくみと生活支援技術 9 振り返り
	介護福祉士	
	9年0か月	